

<目次>

1. LEIについて
2. LEI指定申請、LEI移管申請について
3. 手数料、更新等について

1. LEIについて

Q1-1 LEIとはどのようなものですか。

A1-1

- LEI（Legal Entity Identifier：取引主体識別コード）とは、金融商品の取引を行う当事者（法人、ファンド等）を識別するための国際的な番号です。取引当事者からの申請に応じて、LEI付番機関により指定（付番）されます。日本では、日本取引所グループ/東京証券取引所（以下、JPX/東証）がLEI付番機関です。

【JPX-LEIポータルサイト「JPX-LEI制度」】

<https://www.lei.jp.co.jp/lei/about.html>

Q1-2 LEIを取得すると、どのような利点がありますか？ 自社の実在証明、取引先の実在確認に利用できますか？

A1-2

- LEI番号には会社の情報が紐づけられており、スイス・ドイツ所在のGlobal LEI財団（GLEIF）という国際機関が、当該情報をまとめて公表しております。ご参考ではございますが、株式会社東京証券取引所の情報がどのように公表されているのか、以下のURLのページでご確認いただくことができます。

【GLEIF「LEI Reference Data」（株式会社東京証券取引所の情報）】

<https://search.gleif.org/#/record/353800279ADEFKNTV65>

- LEIを取得する際、各法人等はLEIを付番する機関（日本ではJPX/東証）に対し、登記事項証明書等実在が証明できる公的な資料を提出することが求められています。したがって、LEIを取得している法人等は、登記事項証明書等により実在が確認されていることとなります。LEIは国際規格であるため、国際的なIDとして利用可能です。

Q1-3 どのような場合に、LEIの指定（付番）を受ける必要がありますか。

A1-3

- 日本国内の金融機関や事業法人等は、欧州、米国を始めとする諸外国において金融商品取引（現物・デリバティブ）を行うにあたり、各国の規制に基づき、LEIの指定が必要となることがあります。
- 欧米に続き、アジア各国でも導入に向けた動きがあり、商業・貿易の分野では、中国の輸出入において、船会社・航空会社などの国際輸送事業者が税関に提出する積荷目録に記載する情報として輸出入者の企業コード（LEI等）の提供が必須となっています。

Q1-4 過去のLEI取得の有無及び取得している場合のLEIの確認方法を教えてください。

A1-4

- GLEIFのWEBサイトで確認することができます。以下のURLのページにアクセスし、検索キーワード入力欄に貴社の名称（日本語、英語、商号変更があった場合には適宜過去の商号）をご入力ください。LEI取得済みの場合、貴社名、LEI番号等が表示されます。LEI番号を取得されていない場合は、「Showing 0 results」の検索結果が表示されます。（以下のURLのページが表示されない場合は、インターネット検索サイトにて、検索キーワードに"GLEIF" "SEARCH"と入力のうえご検索ください。）

【GLEIF「LEI Search 2.0」】

<https://search.gleif.org/#/search/>

Q1-5 LEIの付番体系を教えてください。

A1-5

- 英数字から成る20桁のコードです。当該コードは、LEI付番機関を特定する4桁、予備コード2桁、取引当事者を特定する12桁及びチェックディジット2桁により構成されます。取引当事者を特定する12桁は、ランダムな英数字です。

1. LEIについて

Q1-6 海外の子会社について、LEIを取得する方針です。JPX/東証に申請することは可能ですか。また、LEIの指定が可能な法人・ファンド等の国籍について制限はありますか。

A1-6

- 可能です。日本語による申請、日本円による手続きが可能ですので是非ご検討ください。
- なお、JPX/東証においてLEIの指定が可能な法人・ファンド等の国籍は以下のURLのページに記載のとおりです。
【JPX-LEIポータルサイト「LEIの指定が可能な法人・ファンド等の国籍について」】
<https://www.lei.jp/lei/news/2018/20181105.html>
- 今後、LEIの指定が可能な法人・ファンド等の国籍が追加された際はJPX-LEIポータルサイトにて周知予定です。

2. LEI指定申請、LEI移管申請について

Q2-1 LEI指定申請の手続きについて教えてください。

A2-1

- 申請の手順については以下のURLのページに掲載されているファイルにまとめておりますので、まずはご一読くださいますようお願いいたします。
【JPX-LEIポータルサイト「LEIの申請手続きに関する解説資料のご案内」】
<https://www.lei.jp/lei/news/2020/20200309.html>
- 申請の流れ及び申請書類のテンプレートは以下をご参照ください。
【JPX-LEIポータルサイト「JPX-LEI指定申請(新規)」】
<https://www.lei.jp/lei/application1.html>

Q2-2 申請日から何日後に付番されますか。

A2-2

- 申請順に手続をしておりますので、申請から発行まで最速でも5営業日以上要しています。申請内容や添付資料に不備がある場合、更に日数を要することがございますので、余裕をもってご申請ください。なお、緊急を要する場合は、ご相談ください。

Q2-3 海外の付番機関から指定を受けたLEIについて、窓口（管理）を東証に移管することは可能ですか。

A2-3

- 可能です。更新手続きを日本語、日本円で行えますので是非ご検討ください。なお、移管を行った場合でもLEIの番号は変わりません。また、移管にかかる手数料は発生しません。

Q2-4 移管申請の手続きについて教えてください。

A2-4

- 移管申請の流れにつきましては、以下のURLのページをご参照ください。
【JPX-LEIポータルサイト「JPX-LEI移管申請」】
<https://www.lei.jp/lei/application2.html>

Q2-5 親会社情報の入力方法を教えてください。

A2-5

- 入力方法の概要は以下のとおりです。
【JPX-LEIポータルサイト「親会社情報の入力について（概要）」】
<https://www.lei.jp/lei/news/2017/n0e4kb00000003xz-att/n0e4kb000000041s.pdf>
- また、詳細は以下の資料もご確認ください。
【JPX-LEIポータルサイト「親会社情報の入力について（詳細）」】
<https://www.lei.jp/lei/news/2017/n0e4kb00000003xz-att/n0e4kb0000000420.pdf>

2. LEI指定申請、LEI移管申請について

Q2-6 申請を英語で行う方法を教えてください。

A2-6

- 以下の申請手続き英語版のご案内をご参照ください。
【JPX-LEIポータルサイト「LEIの申請手続きに関する解説資料（英語版）のご案内」】
<https://www.lei.jpx.co.jp/lei/news/2020/20200406.html>

Q2-7 登記事項証明書は履歴事項証明書と全部事項証明書のどちらを添付すればよろしいですか。

A2-7

- どちらでも問題ありません。正式名称、登記上の所在地、代表者の役職、代表者の氏名の4点を確認するために必要となります。

Q2-8 登記事項証明書の取得日は、1年以内等の制限がありますか。

A2-8

- 最新情報が記載されていれば特に制限は設けていません。

3. 手数料、更新等について

Q3-1 手数料について教えてください。

A3-1

- 新規申請時のLEI指定手数料と年次の更新手数料が生じます。

（法人）

指定手数料（初回のみ）：税抜10,000円（税込11,000円）

更新手数料（年1回）：税抜8,000円（税込8,800円）

Q3-2 更新手続きについて教えてください。

A3-2

- 年次の更新は、未更新の申請をいただかない限り、自動で行われます。
- 年次更新を希望しない場合は、更新月の前月最終営業日又は次回更新日の5営業日前のいずれか早い日までに、JPX-LEIポータルサイトのマイページから未更新のご申請を行っていただく必要があります。
- 未更新のご申請がない場合には自動更新し、更新手数料をご請求いたしますので、ご注意ください。

Q3-3 JPX-LEIポータルサイトのマイページにログインできません。

A3-3

- ログインアカウントがご不明な場合には、東京証券取引所 情報サービス部（LEI担当）までお問い合わせください（TEL：050-3377-7830（直通） E-mail: lei@jpx.co.jp）。
- パスワードがご不明な場合には、以下の手順をお試しください。
 1. マイページログイン画面（<https://www.lei.jpx.co.jp/lei/login.html>）にある「パスワードを忘れた場合」をクリック
 2. ユーザーIDをご入力いただき、送信を押すとご登録いただいているメールアドレスにパスワード再発行用のURLが記載されたメールが届く
 3. 2のメールにあるURLのとおりパスワードを再設定する

以上